

## 笑顔が素敵な理恵へ

s 白石区 松井美香 (世話人)

1998年6月25日、学校から帰宅した理恵は「行って来ます」と自転車で出かけた。それが母との最後の言葉になった。



買い物の帰り午後5時過ぎ、厚別北にある駐車場から市道に出ようと安全確認をせずに出てきたトラックに衝突され、右前輪でお腹をひかれて肝臓などほとんどの臓器を滅茶苦茶にされた。医師の話では、お腹にメスを入れたら「血の海だった」と言われる。翌日、午前1時過ぎに出血性ショックで17歳という若い命は天国へ旅立った。

刑事裁判の結果は禁錮1年2か月、執行猶予4年だった。加害者は刑事裁判でも民事裁判でも、何度も何度も事故状況の説明を変え、私達を混乱させた。

加害者の上司は「今後、社員に安全教育を徹底していく」と話していたが、理恵の事故から約2年後、同じ会社のトラックが死亡事故を起こした。原因はまた前方不注意。

大切な人の命を奪う交通事故。悲しい思いをする人をどうか増やさないで！悲惨な事故が無くなる事を祈る・・・

理恵がいなくなってしまうと、もうずいぶん経つけど元気にしてる？姉ちゃんは理恵の分も明るく元気に暮らしてるよ。泣いてばかりいたら「ちょっと？、しっかりしなさいよ！」って、理恵に怒られちゃうもの。

幼い頃、理恵が生まれていない頃の家族の写真を見て「お姉ちゃんとお兄ちゃんがいて、どうして理恵はいないの？」と、生まれていないという事を理解できなくてよく泣いたよね。そう言って困らせていた理恵が、私達の前からいなくなっちゃうなんて・・・姉ちゃん寂しいよ。

ふと「どうして理恵がここにはいないのだろう」と、考えてしまう事があるの。一緒に買い物に行ったり、飲みに行ってゆっくり語りたかったな。まだまだ一緒にいたかったよ。理恵は私の友達にもかわいがってもらって、一緒に遊びに行った事もあったよね。本当に沢山の人達に愛されていた理恵。私の自慢の妹！

そうそう、姉ちゃんのお願ひ、聞いてくれる？時々私達の夢の中に会いに来てよ。遊ぶのに忙しいのかもしれないけど、たまにはあのとびっきりの笑顔を見せてね。待ってるよ

(下記メッセージパネルの写真と文より)

## 北海道版「生命のメッセージパネル」生まれる



被害者の会では啓蒙活動の一環として学校など様々な場所で、交通事故の悲惨さや実状などを訴えています。昨年5月に行われた「生命のメッセージ展」の精神を受け継ぎ、賛同者数名で北海道版のメッセージパネルを制作しました。

(制作担当は、生命のメッセージ展北海道実行委員長の小野副代表と世話人の松井さん)

A3版とA2版の2種類があり、会場によって使い分けができますから、持ち運びが比較的容易で、どこでも展示できます。

すでにいくつかの講習会場などで活用していますが、同じ年代の人の犠牲パネルを食い入るように見つめる姿などがあり、伝える力は大きいと思います。問い合わせは事務局まで。



写真はフォーラムの会場入り口でお披露目となったパネル(02/11/15 札幌市「かでる2・7」)

2002年11月15日

北海道知事  
堀 達也様北海道交通事故被害者の会  
代表 前田 敏章**交通犯罪撲滅、交通事故被害ゼロ、  
被害者支援のための要望書**

憲法は「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」(憲法13条)と謳っています。しかし、交通犯罪、事故の犠牲者は、子どもやお年寄りが歩行中あるいは自転車乗車中に一方的に生命を奪われる事件が年間5500人以上にのぼるのをはじめ、死傷者数が年間100万人を超え、過去最悪を更新中という極めて憂慮すべき事態が続いています。北海道においても事故件数は増え続け、毎年500人以上の方が亡くなり、3万人以上の方が負傷するという深刻な状況です。

航空機や列車の事故であれば、事故原因が徹底的に究明され、再発防止の抜本対策がはかられるのはごく当たり前のことですが、道路上の一般車両の事件、事故については、交通犯罪という認識は薄く「事故だから仕方ない」「運が悪かった」と軽視され、原因の究明と対策が不十分です。結果として被害者数は増加の一途をたどり、本来社会で保護すべき子どもやお年寄りの犠牲も後を絶たないという人命軽視の異常な「クルマ優先社会」が現出しているのです。

交通犯罪によってかけがえのない家族を失う、あるいは後遺障害などにより人生も変えられるなど深く傷つけられた私たち被害者のせめてもの願いは、尊い犠牲が生かされ、真に命と人権が大切にされる社会がつくられることです。現代の最大の人権侵害ともいべき交通犯罪と交通事故被害を絶滅するため、被害者への理解と配慮をもった支援を含め、以下の要望事項をまとめました。関係事項について、抜本的で具体的な改善を要請するとともに、他の事項について国など関係機関に要請をお願い致します。

**記****1 人身にかかわる交通事故が発生した場合の救命救急体制を万全にすること**

**1-1** 医療活動のできる高規格の救急車(ドクターカー)および医療専用ヘリコプター(ドクターヘリ)を整備・配備して、人身にかかわる事故に対し、地域格差なく全ての人に迅速、適切な医療が施される体制を確立すること。

**1-2** そのためにも、救急救命士の医療的権限の明確化や、救急指定病院の拡大、指定外病院でも迅速な医療が施されるシステムの確立、さらに遠隔地医療の充実などをはかること。

**2 「死人に口なし」のような不公正を正し、再発防止、原因究明のために科学的捜査を確立すること**

**2-1** 加害者の証言のみに偏ることなく、物証に基づいた科学的な事故捜査を行い、事故原因を徹底究明すること。科学的捜査に基づき公正な裁判を行うこと。

**2-2** 科学的な捜査と原因究明のために、すべての車にドライブレコーダーの設置を義務付けること。交通事故自動記録装置を増設すること。

**3 被害者や遺族に対しては、事件の当事者として理解と配慮をもった支援を確立すること**

**3-1** 事故原因、加害者の処遇、刑事裁判の予定など、被害者の知る権利を保障する通知制度を徹底すること。

**3-2** 実況見分調査および加害者の供述調書は、当事者に対し事故直後からの開示を可能にすること。

**3-3** 被害者や遺族の供述調書については、事故原因が知らされた後、冷静に加害者の事などを考えられるようにその時期等を配慮すること。

**3-4** 交通犯罪被害者(犯罪被害者)が被害直後から恒常的に相談、支援が受けられる公設の「犯罪被害者支援センター」(仮称)を設置すること。

**3-5** 被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、保険賠償制度は国が管理する自賠責保険に一本化し、対人無制限など充実させること。自賠責保険の後遺障害認定基準を見直すなど、適切な損害賠償を実現すること。経済的支援と合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度を確立すること。

**3-6** 脳外傷による高次脳機能障害を重大な後遺障害として認定し、治療と生活保障を万全にすること。高次脳機能障害者の作業所、生活・就労支援センター等を設立すること。

**4 故意や未必の故意、重過失により生命身体等に重大な侵害を与えた交通犯罪に対し、不当に軽い刑罰を改め、事故抑止、再犯防止の観点から厳罰化すること。**

**4-1** 新設された危険運転致死傷罪への適用を拡大すること。また、交通犯罪に対し、業務上過失致死傷罪と括るのでなく、「自動車運転業務過失致死傷罪」(仮称)を設けるなど、厳罰に処すること。

**4-2** 交通犯罪に対する起訴便宜主義の濫用を避け起訴率を上げること。刑法211条2項に新設された「傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除できる」という「刑の裁量的免除」規定は廃止すること。

**4-3** 危険で悪質極まりない飲酒運転での死傷事件を撲滅するために、運転者への厳罰の適用とともに、運転者への酒類提供者に対する罰則規定を設けること。また、事故の際の飲酒検査を徹底すること。飲酒の違反者には「インターロック」(アルコールを検知すると発進できない装置)などを導入し、再犯防止を徹底すること。

**4-4** 交通死について、24時間以内という扱いはせず、事故がもとで亡くなった方すべてを交通死とすること。

**5 交通犯罪を撲滅し、交通事故被害をゼロにするために、国民皆免許主義ではなく、安全運転のための専門的な技能をもった者に限るために、免許付与条件を厳格にすること。**

**5-1** 運転免許取得可能年齢の繰り上げ(バイクは18歳、四輪は20歳など)や教習課程の抜本的見直しなど、免許付与条件を厳格にすること

**5-2** 免許者の違反行為はすべて重大な人身事故の原因や要因となる。累犯と事故の未然防止のために安全確認違反など悪質な道交法違反は全て免許取り消しとし、その他の違反にも欠格期間を長期にする、重い罰金を科すなど免許付与後の資格管理を適切に行うこと。また、免許再取得の制限を厳しくし、重大な違反で死傷事故を起こした場合などは永久に免許取得資格を与えないこと。

**6 交通犯罪撲滅、交通事故被害をゼロにし、命と安全が最優先される社会を実現するために**

**6-1** 交通安全運動の目標を「被害ゼロ」とし、事故原因と原因にいたる要因を完全に絶つ施策を講じること。運転者の「マナー」に依拠するのではなく、運転行為の社会的責任が自覚され、歩行者等への「安全確認」が最優先される運転者教育を徹底すること。

**6-2** 歩行者や自転車通行者、とりわけ子どもやお年寄りが安全・快適に通行できる道路環境をつくること。幹線及び準幹線道路での完全歩車分離と住宅地や商店街など生活道路でのクルマ通行の規制による歩行者優先を徹底し、歩行者や自転車利用者の被害をゼロにすること。交差点での歩行者、自転車事故を防ぐために、歩車分離信号とすること。全ての通学路について安全を最優先した点検と見直しを行い、信号や歩道の改善、防護柵の設置など二重三重の安

全策を講じること。

**6-3** 速度超過による犠牲を無くすため、全てのクルマに安全な速度に設定した速度抑制装置(リミッター)を義務づけること。

**6-4** 運輸業者の安全に対する社会的責任を明確にし、悪質違反や重大人身事故を惹き起こした運輸業者に対する監査を徹底するとともに、罰則を強化するなど行政指導を強化すること。

**6-5** 再発防止のため、事故原因解明と行政指導のために必要な情報開示を徹底すること。

**6-6** 公共交通機関を整備し、クルマ(とりわけ自家用車)に依存しない安全で快適な生活を実現すること。

**7 交通犯罪撲滅、交通事故被害ゼロ、被害者支援の諸施策に被害の当事者の声を反映させること**

被害の当事者(北海道交通事故被害者の会)との懇談の機会を設けていただくこと。

以上

※ この要望書は2002年11月15日、道知事宛(道環境生活部長、道交通安全対策室長が対応)、および道警本部長宛(交通企画課統括官対応)提出したものです。

### 講話を担当して

清田区 荻野 京子(世話人)

羽幌地区の「交通安全女性サミット2002」(10月22日)へ行ってきました。「女性の立場で交通安全を」をスローガンに、羽幌町、苫前町、初山別村の二百人余りが集まっていました。「統計に見る交通事故被害者の状況」と題して45分話してきました。

札幌で交通事故のフォーラムを開催しても百人程度の人しか集まらない現状を話し、これだけの方が集まったことに感謝いたしました。

悲惨な死亡事故の数字は目にすることがあっても、怪我をした人の人数はあまり知られていないのではないかと。北海道だけでも昭和26年から平成13年まで、100万人以上の方が怪我をしていること。現在道民が550万人ですから、単純に比較はできませんが、5人にひとりは何らかの被害に遭っていること。怪我をした人の補償問題が、払い渋りで人権問題になっていること。死亡者の家族の悲しみを忘れないでほしいこと。車で来た来客には、お正月だろうが、お盆だろうが、絶対にお酒を出さないこと。皆さんのひとりひとりの人にやさしい思いやりで、交通事故は減ることを話してきました。



「いるべき人がある日突然いなくなった」心にぽっかり開いた穴・・・その精神的被害が実際の症状(病的な反応)として現れた場合、早めの対応が必要です。もちろん、信頼できる精神科医やカウンセラーに出会うことができれば良いですが、まだまだ戸惑う方も多いことでしょう。最近是一般向けの医学書もかなり充実していますが、もっと踏み込んだ対応が知りたい方は、ぜひ専門書も手にとってみてください。看護師が対象のものは、実践的ですが知識を前提としているぶん専門色が濃く、看護学生が対象のものは、わかりやすいが国家試験対応の知識詰め込み型のものもあるので、注意が必要です。学生時代の参考書を選ぶ感覚で、漫画やイラスト、エッセイなど、自分に合った一冊を探し、一度冷静・客観的な目で事例にあたると、色々なことが見えてくるでしょう。ちなみに「治療」するわけではないので、難解な医師向けのものはやめておきましょう。

(書籍係 宮坂)

### ★ 「生命のメッセージ」

生命のメッセージ展実行委員会編 2002年

生命の重みと犯罪のない社会を訴え、全国を巡るメッセージ展に参加する「88命」のメッセージ集。道内「6命」のメッセージも収録。

## 会の日誌



### 《会合など》

- 8月20日 会報9号発行
- 8月24日 第41回例会
- 9月10日 第42回例会
- 9月29日 臨時世話人会(要望書の検討ほか)
- 10月10日 第43回例会
- 10月26日 第44回例会
- 11月11日 第45回例会
- 11月15日 「フォーラム交通事故Ⅲ」開催  
「要望書」を道と道警に提出
- 12月10日 第46回例会
- 03年1月10日 第47回例会

### 《訴えの活動》

- 「心に響け被害者の声! 100万人講習」など
- ◆ 9/7 天塩高校「親子で考える交通安全講話」
- 9/18 青山工学専門学校 10/4 JR北海道労組バス支部 11/17 澄川地区冬の交通安全決起集会 12/19 厚別高校交通安全教室
- 03/1/9 日高管内交通安全研修会(前田)
- ◆ 9/30 篠路・太平交通安全講話
- 11/22 西区交通安全指導員研修会(小野)
- ◆ 10/22 苫前交通安全女性サミット(荻野)
- ◆ 10/31 千歳市職員交通安全講話(内山)

処分者講習での講師

- 8/22荻野 9/5小野 10/24佐藤 11/28内山
- 12/19小野 03/1/9佐川

### ★ 「加害者天国ニッポン」

松本 誠 GU企画出版部 2001年

関西で活動する交通死被害者の会(TAV)の協力弁護士である著者が、被害者側の立場から、あまりに被害者の命を大事にしない、加害者保護に偏した交通死の処理システムの問題を鋭く指摘する。

### 編集を終えて・・・「視点を変える」

◆交通犯罪被害に遭った娘への思いを込めて、ホームページ「交通死一遺された親の叫び」(<http://www.ne.jp/asahi/remember/chihiro/>)を開設している。◆先日、このページを見た神戸の被害者の方からこんなメールを頂き、暗たんたる気持ちになった。◆「ひと月前、小学一年生の一人娘を、信号無視のトレーラーによって奪われました。私の生きがいのすべてを失い、これから何のために生きるのかと自問の毎日。ただ、夫や親せきをこれ以上悲しませたくないと精いっぱい頑張っているのに、近所の方の『フツーは気が狂ったりするのに、強いよね』との言葉。深く傷つけられ、外に出て人とも会いたくない。同じように子どもさんを亡くされた方にしか理解してもらえないような気がしています」◆「善意」であるのに、無理解が残酷な言葉となる。これほどではなくても「あなたの気持ちはわかります」とか、「私も肉親を亡くしたことがありますから」などの声掛けも当事者にはつらいことが多い。◆娘を失ってから、視点を変えると初めて見える真実がたくさんあることに、改めて気付いた。◆犯罪被害者という私たちの視点は世の常のものではないから、共感するのは極めて難しい。「いのちを守る安全学」(新潮OH文庫)の中の対談で、犯罪被害者の支援を手がける小西聖子氏は「(被害者に)理不尽な対応をするのは、その人が優しくないからではない。聞かない限りわからないというところが、どうしてもある」と述べ、著者の日垣隆氏は「一つでも良いから犯罪被害の具体例を徹底的に知ることが大切」と指摘する。◆当事者としても、知ってもらおう努力をしたいと考え、体験講話などの要請にはできるだけ応えよう、と例会で話している。体験や心情を語るのはつらく苦しいが、犠牲を無にせず犯罪のない社会をつくるために。(前田)

◆ 例会は毎月10日、10時～12時、事務所で行います。会員の方、又は入会希望の方は、相談・交流もできますので、気軽にお越し下さい

予定⇒ 2/10(月)、※2/22(土)、3/10(月)

4/10(木)、※4/26(土)、5/12/(月)・・・

※印は「リンケージプラザ」(北1西9)にて13:30～16:00(事務所の丁度向かいです)

◆ 次の会報発行は4月です。手記や意見、近況などの投稿をお待ちしています。(※切3月20日、1200字程度、郵送、FAXまたはEメールで事務局へ)

